

○栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱

令和4年12月28日

告示第350号

改正 令和5年6月30日告示第181号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、市内に産婦人科施設又は小児科施設を開業する者に対し、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、栗原市補助金等交付規則（平成17年栗原市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令5告示181・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- (2) 診療所 法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (3) 産婦人科施設 病院又は診療所であって、産科又は産婦人科を専門とし、かつ、分娩を取り扱う施設（分娩の取扱いを休止していた施設でその取扱いを再開するものを含む。）をいう。
- (4) 小児科施設 病院又は診療所であって、小児科の診療をする施設をいう。
- (5) 開業 市内において、新たに産婦人科施設又は小児科施設（以下「施設」という。）を開業し、医業を行うことをいう。
- (6) 開業医 開業しようとする医師又は医療法人をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、開業医であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第7条の規定による許可を受けた日又は法第8条の規定による届出をした日（以下「開業基準日」という。）の翌日から起算して10年以上継続して医業を行う見込みであること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする施設に産科、産婦人科又は小児科の専門医制度の認定を受けた医師がいること。
- (3) 補助金の交付決定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までに開業する見込みであること。
- (4) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。

(補助金の種類及び補助対象経費等)

第4条 補助金の種類は、土地取得補助金、購入経費補助金及び貸借経費補助金とす

る。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、開業に要する経費のうち、別表第1の補助金の種類及び経費の種類に応じ、同表の補助対象経費の欄に定める経費とする。
- 3 補助金の額は、別表第1の補助金の種類の区分に応じ、同表の補助金の額の欄に定める額とする。
- 4 前項の場合において、購入経費補助金及び賃借経費補助金に係る補助対象経費の合計額（以下「合算対象経費」という。）が3億円（小児科施設のみを開設し開業する場合（この項において「小児科開業の場合」という。）にあつては2億円）以上であるときは、購入経費補助金に係る補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額（その額が1億5千万円（小児科開業の場合にあつては1億円）を超えるときは1億5千万円（小児科開業の場合にあつては1億円））を購入経費補助金の額とし、1億5千万円（小児科開業の場合にあつては1億円）から当該購入経費補助金の額を控除した額を賃借経費補助金の額とする。

（令5告示181・一部改正）

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする事業に着手する前に、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、連帯保証人を立てなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書（補助金の交付を受けようとする年度が複数年に及ぶ場合は、その年度ごとの収支が分かるもの）
 - (3) 経費の見積書
 - (4) 申請者が、個人であるときは当該個人の住民票、法人であるときは当該法人の定款及び登記事項証明書
 - (5) 第3条第2号に規定する医師の医師免許証の写し及び履歴書
 - (6) 前年度分（交付申請の月が4月又は5月であるときは、前々年度分）の市税に係る納税証明書
 - (7) 誓約書（様式第2号）
 - (8) 連帯保証人に係る申請日（この条の規定による補助金の交付申請をする日をいう。）前3箇月以内に発行された住民票、所得証明書及び印鑑登録証明書
 - (9) 前各号に掲げるものほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の連帯保証人は、申請者に第14条に規定する補助金の返還の義務が生じたときは、その返還について連帯して責任を負うものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助

金を交付することが適当と認めるときは、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当でないとき、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の場合において、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付することができる。

（事業の事前着手）

第7条 申請者は、前条第1項に規定する交付決定通知を受理するまでは、補助金の交付を受けようとする事業に着手してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、補助金の交付を受けようとする事業を円滑に実施するため必要なときは、あらかじめ市長の承認を得て、前条第1項に規定する交付決定通知を受理する前に補助金の交付を受けようとする事業に着手することができる。

3 前項の承認の申請は、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金に係る事前着手承認申請書（様式第5号）を市長に提出して行うものとする。

（補助事業の変更等）

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等事業変更等承認申請書（様式第6号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、連帯保証人が死亡したとき、又は市長から連帯保証人の変更を求められたとき、若しくはその他の理由により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等事業変更等承認通知書（様式第8号）により、補助事業者には通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金実績報告書（様式第9号）に、別表第2の左欄に掲げる補助金の種類の区分に応じ、同表の右欄に掲げる添付書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が複数年にわたる場合は、補助金の交付決定に係る補助事業を遂行する会計年度ごとに、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金年度終了実績報告書（様式第10号）に当該年度に係る添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(令5告示181・全改)

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付額確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(令5告示181・一部改正)

(概算額による補助金の交付)

第11条の2 市長は、第10条の規定にかかわらず補助事業の遂行上必要と認めるときは、補助事業者の申請により、概算額による補助金(以下この条において「概算補助金」という。)を交付することができる。

2 前項に規定する概算補助金の交付を受けようとする補助事業者は、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金概算払請求書(様式第13号。以下「概算払請求書」という。)に添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する概算払請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業者に対し、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金概算払決定通知書(様式第14号)により通知するものとする。

4 概算補助金の交付を受けた補助事業者は、交付を受けた概算補助金の額が第10条の規定により確定された補助金の額を超えるときは、その差額を返還しなければならない。

(令5告示181・追加)

(医業の休止等)

第12条 補助事業者は、開業した後、施設の開業基準日の翌日から起算して10年を経過する日までの間に、正当な理由により医業を休止し、又は施設を廃止しようとするときは、医業休止・施設廃止届(様式第15号)により、市長に届け出なければならない。

(令5告示181・一部改正)

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 第8条第3項の規定による承認を受けず、補助金の交付の決定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までに開業しないとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 正当な理由がなく、医業を継続しなかったとき。

(5) 施設の開業基準日の翌日から起算して10年(正当な理由により医業を休止した期間がある場合は、10年に当該休止した期間を加えた期間(以下「開業期間」という。))を経過する日までに、正当な理由がなく1年以上医業を休止し、又は当該施設を廃止したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1号から第3号までの規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、補助事業者が前条第4号及び第5号に該当することにより補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還をさせるときは、補助金の交付額に次の表の左欄に掲げる当該補助事業者が医業を行った年数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる返還率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を補助事業者に返還させるものとする。

医業を行った年数	返還率
開業期間のうち3年未満	10分の10
開業期間のうち3年以上5年未満	10分の7
開業期間のうち5年以上7年未満	10分の5
開業期間のうち7年以上10年未満	10分の3

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助事業が完了した後において善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の趣旨に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等の台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、取得財産等(取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の財産等に限る。)を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保してはならない。

(処分の制限を受ける期間等)

第17条 前条の規定により取得財産等の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定めるものにあつてはその期間を準用し、その他のものにあつては市長が別に定める期間とする。ただし、補助金の交付の目的及び当該取得財産等の耐用年数等を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 前条の規定により処分を制限された取得財産等について、前項の期間内に処分を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認に係る取得財産等を処分することにより収入があるときは、

その全部又は一部を納付させることができる。

(検討委員会)

第18条 栗原市産婦人科及び小児科医院開設等助成金の交付等に関し意見を聴取するため、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織等)

第19条 委員会は、委員長及び委員7人以内をもって組織し、それぞれ次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

役職	職
委員長	栗原市副市長
委員	宮城県大崎保健所の職員のうち宮城県大崎保健所が推薦するもの
	栗原市医師会に属する医師のうち栗原市医師会が推薦するもの
	税理士
	栗原市総務部長
	栗原市市民生活部長
	栗原市医療局長

2 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の会議)

第20条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

3 委員会の運営に関する事項は、委員長が会議に諮って定める。

(委員の謝礼)

第21条 委員会の委員のうち、栗原市医師会の会長から推薦のあった医師が会議に出席したときは1日当たり15,000円、税理士が会議に出席したときは1日当たり5,600円の謝礼を支給する。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年1月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月30日告示第181号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱の規定による

諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱の規定によるものとみなす。

別表第1（第4条関係）

（令5告示181・旧別表・一部改正）

補助金の種類	経費の種類	補助対象経費	補助金の額
土地取得補助金	土地取得費	土地の取得（土地の造成を含む。以下同じ。）に要する経費	補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、2千万円を上限とする。
購入経費補助金	建物取得費	建物の建築主体工事費（電気設備工事費、機械設備工事費等を含む。）又は建物の購入（土地の取得を除く。）に要する経費	合算対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、一の交付対象者につき、産婦人科施設を開業する場合（産婦人科施設及び小児科施設を併せて開業する場合を含む。）にあっては1億5千万円、小児科施設を開業する場合にあっては1億円を上限とする。
	医療機器取得費	取得価額が1件10万円以上の医療機器の購入に要する経費	
	建物改修費	購入、譲受け又は賃借する建物の改修工事等（土地の造成を除く。）に係る設計又は工事に要する経費	
賃借経費補助金	土地賃借費	土地を借り上げて医業を行う場合に貸主に支払う礼金及び土地の賃借料（開業基準日の属する月の翌月（開業基準日が月の初日の場合は、その月）から起算して60月を経過する月までのものに限る。）	合算対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、一の交付対象者につき、産婦人科施設を開業する場合（産婦人科施設及び小児科施設を併せて開業する場合を含む。）にあっては1億5千万円、小児科施設を開業する場合にあっては1億円を上限とする。
	建物賃借費	既存の建物を借り上げて医業を行う場合に貸主に対して支払う礼金及び建物の賃借料（開業基準日の属する月の翌月（開業基準日が月の初日の場合は、その月）から起算して60月を経過する月までのものに限る。）	
	医療機器賃借費	取得価額が1件10万円以上の医療機器の賃借料（開業基準日の属する月の翌月（開業基準日が月の初日の場合は、そ	

	の月) から起算して60月を経過する月 までのものに限る。)	
--	-----------------------------------	--

別表第2 (第9条関係)

(令5告示181・追加)

補助金の種類	添付書類
土地取得補助金	(1) 収支決算書又はこれに代わる書類
購入経費補助金	(2) 補助事業に要した経費に係る支払いを証する書類 (3) 補助事業の実施に係る写真 (4) 病院開設届出書又は診療所開設届出書の写し (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
賃借経費補助金	(1) 収支決算書又はこれに代わる書類 (2) 補助事業に要した経費に係る支払いを証する書類 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第1号（第5条関係）

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付申請書

年 月 日

栗原市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名）

下記のとおり補助金の交付を受けたいので、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 施設を開設しようとする場所 栗原市
- 2 施設の開業予定年月日 年 月 日
- 3 補助対象経費の額
（土地取得補助金分 円）
（購入経費補助金分 円）
（賃借経費補助金分 円）
- 4 補助金の申請額 円
（土地取得補助金分 円）
（購入経費補助金分 円）
（賃借経費補助金分 円）
- 5 事業の着手予定年月日 年 月 日
- 6 事業の完了予定年月日 年 月 日
- 7 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書（補助金の交付を受けようとする年度が複数年に及ぶ場合は、その年度ごとの収支が分かるもの）
 - (3) 経費の見積書
 - (4) 申請者が法人であるときは、当該法人の定款及び登記事項証明書
 - (5) 第3条第2号に規定する医師の医師免許証の写し、履歴書及び住民票

- (6) 前年度分（交付申請の月が4月又は5月である時は、前々年度分）の市町村民税に係る納税証明書
- (7) 誓約書（様式第2号）
- (8) 連帯保証人に係る申請日前3箇月以内に発行された住民票、所得証明書及び印鑑登録証明書
- (9) 前各号に掲げるものほか、市長が必要と認める書類

誓約書

年 月 日

栗原市長 殿

私は、栗原市補助金交付規則及び栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設助成金交付要綱の規定を遵守し、補助金交付決定の取り消しを受け、又は受領した補助金の返還義務が生じたときは、市長が定める日までにこれを返還することを誓約します。

申請者 住 所
氏 名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名)
電話番号

私は、上記の者が栗原市に提出した栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設助成金交付申請書の内容を確認し、同人に対して、栗原市補助金交付規則及び栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設助成金交付要綱の規定を遵守させ、補助金交付決定の取消しを受け、又は受領した補助金の返還義務が生じたときは、その返還について連帯して責任を負うことを誓約します。

連帯保証人 住 所
氏 名
電話番号
職 業
印

備考

- 1 連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ、補助金の返還に関する債務を負うことができる資力を有する者とする。
- 2 添付書類
連帯保証人に係る申請日前3箇月以内に発行された住民票、所得証明書及び印鑑登録証明書

様式第3号 (第6条関係)

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、下記のとおり決定したので、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額

土地取得補助金	金	円
購入経費補助金	金	円
賃借経費補助金	金	円

賃借経費補助金の年度別内訳

年度	金	円
年度	金	円
年度	金	円
年度	金	円
年度	金	円
年度	金	円

2 交付条件

様式第4号（第6条関係）

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、下記の理由により
交付しないことに決定したので、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交
付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第5号（第7条関係）

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金に係る事前着手承認申請書

年 月 日

栗原市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名）

年 月 日付で申請した栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金について、下記のとおり補助金の交付決定前に事業を実施したいので、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱第7条第3項の規定により申請します。

なお、本件について交付が決定されなかった場合又は交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合において異議は申し立てません。

記

- 1 施設を開設しようとする場所 栗原市
- 2 補助対象経費の額
 - （土地取得補助金分 円）
 - （購入経費補助金分 円）
 - （賃借経費補助金分 円）
- 3 補助金の申請額
 - （土地取得補助金分 円）
 - （購入経費補助金分 円）
 - （賃借経費補助金分 円）
- 4 補助事業着手予定年月日 年 月 日
- 5 補助事業完了予定年月日 年 月 日
- 6 理由

様式第6号（第8条関係）

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等事業変更等承認申請書

年 月 日

栗原市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名）

年 月 日付け栗原市（ ）指令第 号で交付決定通知のあった補助事業について、下記のとおり変更したいので、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の変更等の内容及び理由
- 2 今後の見通しと対策
- 3 添付書類

様式第7号（第8条関係）

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

栗原市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名）

次のとおり連帯保証人の変更を承認願います。

なお、変更が承認されたときは、新連帯保証人は、本人と連帯して栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱に基づき、補助金交付決定の取消しを受け、又は受領した補助金の返還義務が生じたときは、債務を負担します。

新連帯保証人	氏 名	印
	住 所	
	電話番号	
	職 業	
旧連帯保証人	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	職 業	
変更の理由		
変更年月日	年 月 日	

添付書類

誓約書（様式第2号）、新連帯保証人に係る申請日前3箇月以内に発行された住民票、所得証明書及び印鑑登録証明書

様式第8号（第8条関係）

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等事業変更等承認通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市長 印

年 月 日付け承認のあった補助事業の変更等について、下記のとおり承認したので、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の変更等の内容
- 2 変更後の交付決定額 金 円
- 3 承認条件

様式第9号 (第9条関係)

(表面)

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金実績報告書

年 月 日

栗原市長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名)

年 月 日付け栗原市 () 指令第 号で交付決定通知のあった補助事業について、下記のとおり完了したので、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業完了年月日 年 月 日

2 補助対象経費の額

補助金の種類	交付決定額	決算額
土地取得補助金	円	円
購入経費補助金	円	円
賃借経費補助金	円	円

3 補助金の額

補助金の種類	交付決定額	実績額
土地取得補助金	円	円
購入経費補助金	円	円
賃借経費補助金	円	円

4 確定補助金額 円

5 交付済補助金額 円

6 今回交付額 円

7 添付書類

(裏面)

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付額内訳

1 交付額の内訳

補助金の種類		交付確定額	交付済額	今回交付額	未交付額	
合計額		円	円	円	円	
補助金の種類	土地取得補助金	円	円	円	円	
	購入経費補助金	円	円	円	円	
	賃借経費補助金	円	円	円	円	
	賃借経費補助金の年度別内訳	年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円

2 交付済額の内訳

補助金の種類		年 月 日 交付額	年 月 日 交付額	年 月 日 交付額	年 月 日 交付額	
合計額		円	円	円	円	
補助金の種類	土地取得補助金	円	円	円	円	
	購入経費補助金	円	円	円	円	
	賃借経費補助金	円	円	円	円	
	賃借経費補助金の年度別内訳	年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円

様式第10号（第9条関係）

（表面）

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金年度終了実績報告書

年 月 日

栗原市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名）

年 月 日付け栗原市（ ）指令第 号で交付決定通知のあった補助事業について、下記のとおり完了したので、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱第9条第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

		年度
1	補助金の交付を受けようとする年度	
2	交付決定額	円
3	交付済額	円
4	今回交付額	円
	（土地取得補助金分	円）
	購入経費補助金分	円
	賃借経費補助金分	円）
5	未交付額	円
6	添付書類	

(裏面)

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付額内訳

1 交付額の内訳

補助金の種類		交付決定額	交付済額	今回交付額	未交付額	
合計額		円	円	円	円	
補助金の種類	土地取得補助金	円	円	円	円	
	購入経費補助金	円	円	円	円	
	賃借経費補助金	円	円	円	円	
	賃借経費補助金の年度別内訳	年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円

2 交付済額の内訳

補助金の種類		年 月 日 交付額	年 月 日 交付額	年 月 日 交付額	年 月 日 交付額	
合計額		円	円	円	円	
補助金の種類	土地取得補助金	円	円	円	円	
	購入経費補助金	円	円	円	円	
	賃借経費補助金	円	円	円	円	
	賃借経費補助金の年度別内訳	年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円

様式第11号（第10条関係）

（表面）

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、下記のとおり補助金の額を確定したので、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1	補助金交付年度	年度
2	交付決定補助金額	円
3	交付確定補助金額	円
4	交付済補助金額	円
5	今回交付補助金額	円
6	未交付補助金額	円

(裏面)

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付額内訳

1 交付額の内訳

補助金の種類		交付確定額	交付済額	今回交付額	未交付額	
合計額		円	円	円	円	
補助金の種類	土地取得補助金	円	円	円	円	
	購入経費補助金	円	円	円	円	
	賃借経費補助金	円	円	円	円	
	賃借経費補助金の年度別内訳	年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円

2 交付済額の内訳

補助金の種類		年 月 日 交付額	年 月 日 交付額	年 月 日 交付額	年 月 日 交付額	
合計額		円	円	円	円	
補助金の種類	土地取得補助金	円	円	円	円	
	購入経費補助金	円	円	円	円	
	賃借経費補助金	円	円	円	円	
	賃借経費補助金の年度別内訳	年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円

様式第12号（第11条関係）

（表面）

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金請求書

年 月 日

栗原市長 殿

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け栗原市（ ）指令第 号で交付決定通知のあった補助金について、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記
円

1 請求金額 金

交付確定額	
補助金の交付済額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
今回請求額	円
未交付額	円

2 振込先

金融機関名	
支 店 名	
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

(裏面)

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付額内訳

1 交付額の内訳

補助金の種類		交付確定額	交付済額	今回請求額	未交付額	
合計額		円	円	円	円	
補助金の種類	土地取得補助金	円	円	円	円	
	購入経費補助金	円	円	円	円	
	賃借経費補助金	円	円	円	円	
	賃借経費補助金の年度別内訳	年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円

2 交付済額の内訳

補助金の種類		年 月 日 交付額	年 月 日 交付額	年 月 日 交付額	年 月 日 交付額	
合計額		円	円	円	円	
補助金の種類	土地取得補助金	円	円	円	円	
	購入経費補助金	円	円	円	円	
	賃借経費補助金	円	円	円	円	
	賃借経費補助金の年度別内訳	年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円

様式第13号(第11条の2関係)

(表面)

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金概算払請求書

年 月 日

栗原市長 殿

申請者

住所

氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名)

年 月 日付け栗原市()指令第 号で交付決定のあった栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金の概算払を受けたいので、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 概算払い請求額 円
- 4 請求残額 円

5 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

(裏面)

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付額内訳

1 交付額内訳

補助金の種類		交付決定額	交付済額	今回交付額	未交付額	
合計額		円	円	円	円	
補助金の種類	土地取得補助金	円	円	円	円	
	購入経費補助金	円	円	円	円	
	賃借経費補助金	円	円	円	円	
	賃借経費補助金の年度別内訳	年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円

2 今回請求額内訳

補助金の種類		今回交付額	概算払い請求額	請求残額	
合計額		円	円	円	
補助金の種類	土地取得補助金	円	円	円	
	購入経費補助金	円	円	円	
	賃借経費補助金	円	円	円	
	賃借経費補助金の年度別内訳	年度	円	円	円
		年度	円	円	円
		年度	円	円	円
		年度	円	円	円
		年度	円	円	円

様式第14号(第11条の2関係)

(表面)

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金概算払決定通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市長 印

年 月 日 付けで請求のあった栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金概算払について、下記のとおり決定したので、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱第11条の2第3項の規定により通知します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 補助対象事業の名称 | |
| 2 補助金交付決定額 | 円 |
| 3 概算払額 | 円 |
| 4 残額 | 円 |

(裏面)

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付額内訳

1 交付額内訳

補助金の種類		交付決定額	交付済額	今回交付額	未交付額	
合計額		円	円	円	円	
補助金の種類	土地取得補助金	円	円	円	円	
	購入経費補助金	円	円	円	円	
	賃借経費補助金	円	円	円	円	
	賃借経費補助金の年度別内訳	年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円
		年度	円	円	円	円

2 今回請求額内訳

補助金の種類		今回交付額	概算払額	残額	
合計額		円	円	円	
補助金の種類	土地取得補助金	円	円	円	
	購入経費補助金	円	円	円	
	賃借経費補助金	円	円	円	
	賃借経費補助金の年度別内訳	年度	円	円	円
		年度	円	円	円
		年度	円	円	円
		年度	円	円	円
		年度	円	円	円

様式第 15 号 (第 1 2 条関係)

医業休止・施設廃止届

年 月 日

栗原市長 殿

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり医業を休止又は施設を廃止したいので、栗原市産婦人科医院及び小児科
医院開設等助成金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 医業を休止する場合

医業を休止する期間

年 月 日 から 年 月 日まで

医業を休止する理由

現に診療等を受けていた者に対する措置

2 施設を廃止する場合

廃止する施設の名称及び所在地

名称

所在地

施設を廃止する理由

現に診療等を受けていた者に対する措置

- 様式第1号 (第5条関係)
- 様式第2号 (第5条関係)
- 様式第3号 (第6条関係)
- 様式第4号 (第6条関係)
- 様式第5号 (第7条関係)
- 様式第6号 (第8条関係)
- 様式第7号 (第8条関係)
- 様式第8号 (第8条関係)
- 様式第9号 (第9条関係)
 - (令5告示181・全改)
- 様式第10号 (第9条関係)
 - (令5告示181・全改)
- 様式第11号 (第10条関係)
 - (令5告示181・全改)
- 様式第12号 (第11条関係)
 - (令5告示181・全改)
- 様式第13号 (第11条の2関係)
 - (令5告示181・追加)
- 様式第14号 (第11条の2関係)
 - (令5告示181・追加)
- 様式第15号 (第12条関係)
 - (令5告示181・旧様式第13号繰下)